

全 員 協 議 会 記 録

令和3年10月29日（金）

杉 並 区 議 会

目 次

新たな杉並区総合計画等の計画案について	3
---------------------------	---

全 員 協 議 会 記 録

日 時	令和3年10月29日(金)		午前10時00分～午前10時32分	
場 所	議場			
出席議員 (44名)		松 尾 ゆ り		松 本 みつひろ
		ひわき 岳	副 議 長	山 本 ひろ子
		野 垣 あきこ		酒 井 まさえ
		佐々木 千 夏		田 中 ゆうたろう
		小 林 ゆ み		川 野 たかあき
		中 村 康 弘		北 明 範
		わたなべ 友 貴		國 崎 たかし
		矢 口 やすゆき		松 浦 威 明
		山 田 耕 平		富 田 た く
		奥 田 雅 子		そ ね 文 子
		堀 部 やすし		藤 本 なおや
		川原口 宏 之		大 槻 城 一
		大 泉 やすまさ		井 原 太 一
	議 長	大和田 伸		今 井 ひろし
		浅 井 くに お		金 子 けんたろう
		くすやま 美 紀		けしば 誠 一
		新 城 せつこ		奥 山 たえこ
		岩 田 いくま		太 田 哲 二
		渡 辺 富士雄		島 田 敏 光
		安 斉 あきら		脇 坂 たつや
	吉 田 あ い		大 熊 昌 巳	
	小 川 宗次郎		井 口 かづ子	
欠 席 議 員 (3名)		ほらぐち ともこ		山 本 あけみ
		木 梨 もりよし		
出席説明員	区 長	田 中 良	副 区 長	宇賀神 雅 彦
	副 区 長	吉 田 順 之	教 育 長	白 石 高 士
	政策経営部長	関 谷 隆	施設再編・ 整備担当部長 事業調整 担当部長	高 山 靖
	情報・行革 担当部長	手 島 広 士	企 画 課 長	山 田 隆 史
	総 務 部 長	白 垣 学	総 務 課 長	寺 井 茂 樹
	区民生活部長	徳 嵩 淳 一	保 健 福 祉 部 長	喜多川 和 美

出席説明員	子ども家庭 部 長	武井浩司	都市整備部長	有坂幹朗
	環境部長	伊藤宗敏	教育委員会 事務局次長	齊藤俊朗
事務局職員	事務局長	渡辺幸一	事務局次長	内藤友行
	議事係長	蓑輪悦男	担当書記	高野貢志

議長 これより全員協議会を開会いたします。

お諮りいたします。

傍聴人から撮影、録音、パソコン等電子機器使用の希望があった場合は、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議ないものと認めます。よって、申出があった場合は許可することといたします。

本日の議題は、新たな杉並区総合計画等の計画案についてであります。

このほど区長から、この件について全議員に説明したい旨の申出がありましたので、本日、全員協議会を開会することとしたものであります。

初めに、区長から挨拶があります。

区長 本日は、御多忙のところ全員協議会を開催いただき、誠にありがとうございます。開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

このたび、新基本構想に掲げる杉並区が目指すまちの姿「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けた取組を推進するため、杉並区総合計画、実行計画など6計画の計画案を取りまとめましたので、本日、その内容を御説明させていただきます。

各計画案につきましては、本日から12月3日までの36日間、区民等の意見提出手続を実施いたします。また、明後日、10月31日からは区内7か所において地域説明会を開催し、区民意見の聴取に努めてまいります。

何とぞ議員各位の御理解をいただければ幸いに存じます。

なお、各計画案の概要は政策経営部長から御説明いたさせます。

以上、簡単でございますが、冒頭の御挨拶に代えさせていただきます。

議長 それでは、これより説明を聴取いたします。

政策経営部長 それではこれから、総合計画等6計画の計画案について、私と企画課長のほうから御説明をさせていただきます。

まず私のほうからは、全体の概要と総合計画、実行計画の主な内容について御説明を申し上げます。恐縮でございますが、着座をして御説明をさせていただきます。

まず、今回の計画案全体の概要でございますが、資料1のつづりを1枚おめくりいただきますと、新たな総合計画等策定の基本的な考え方がございます。区政を取り巻くかつてない変化の波を踏まえ、区議会での御議決をいただき、新たな基本構想を策定いたしました。今回の計画は、この基本構想の実現を目指すための具体的な道筋として作成するものでございます。

2 ページを御覧ください。計画全体の構成、また体系図についてお示しをさせていただきます。各計画のポイントについて、それぞれ簡単に御説明をさせていただきます。

まず、総合計画、実行計画でございます。

総合計画の施策数は29、施策指標等は89としてございます。

なお、指標のうち7割弱の59指標は新規指標でございます。指標の有効性や妥当性の観点から、大幅に指標を入れ替えてございます。また、実行計画事業は128事業、うち61事業は重点事業としてございます。総合計画、実行計画の具体的な内容は、後ほど御説明をいたします。

次に、区政経営改革推進計画については、行財政改革から区政経営改革へと名称を変更いたします。これまで人、物、金の節減という意味合いが強かった行革の考え方を転換し、量の改革に加え、行政サービスの質の向上を志向し、区の経営資源を効率的かつ効果的に活用していくという視点に立って改革を進めていくということから、名称を変更するものでございます。今後は、区政の様々な分野において、専門人材の活用や産官学などの多様な主体の知恵や創意を生かすといった方向性を打ち出し、取組を進めてまいります。

財政運営のルールについては、78ページに記載してございますが、財政の機動性や柔軟性を確保していくために、ルールという位置づけから「基本的な考え方」に名称を変更するとともに、一般財源に占める公債費の割合を示す指標として公債費負担比率を追加するなど、所要の見直しを図ります。

次に、協働推進計画でございますが、協働の枠組みや領域を大きく広げていく方向で新たな協働の仕組みをつくっていきたいと考えてございます。これまでの協働はややもすると、行政側が枠組みをつくって、そこに地域の方々の参加を促すといった形態で行われてまいりましたが、これからは、これまでの協働の一層の拡充を図ることはもとより、今まで行政とは一步離れたところで有為な公益活動等を実践しているNPO等の団体に加え、民間企業や大学、金融機関といった多様な主体とともに地域課題の解決に取り組んでいく方針の下、計画化をさせていただきます。

次に、デジタル化推進計画につきましては、今回初めて、総合計画の下に直接ぶら下がる計画として位置づけたものでございます。

オンライン化、プッシュ型サービス、またAIの活用などを通じた区民サービスの向上が大きな柱となりますが、デジタルディバイドの解消やセキュリティーの確保を併せて進めていくことが肝要だと考えてございます。また、今後一層増大する情報化投資への対応として、システム開発や維持管理に係る経費の節減を図る取組も併せて行ってま

います。

概要の最後に、施設再編整備計画の第2期計画でございます。区立施設のうち築50年以上の建物が占める割合は、延べ床面積の約3割に上ります。また、老朽化した施設の改築改修などの経費の試算を行ったところ、今後40年間の総額は約4,840億円、年間当たり約121億円となり、特に、今後およそ10年間で改築改修のピークということになります。こうしたことを踏まえた上で、区立施設の更新需要に的確に対応しつつ、施設を重要な経営資源として捉え、単なる施設の建て替えにとどまらず、収益確保につなげる視点を組み込むなど、ソフト面も含めた施設のトータルマネジメントという観点に立った施設再編整備を進めていくことを大きな方向性として打ち出しているところでございます。

次に、4ページの計画期間でございますが、基本構想の期間をおおむね10年程度としたことを受け、総合計画の期間は令和12年度までの9年間とし、実行計画は3年ごとに第1次、第2次、第3次の計画としてお示ししてまいります。

なお、総合計画の6年目に当たる令和9年度に、その時点における取組の進捗状況や社会環境の変化などを見極めた上で、令和13年度以降の各計画の期間設定を延長するかどうかなどについて、改めて検討を行うことといたします。

また、実行計画については、時代の流れが大変激しい状況を踏まえまして、必要に応じて毎年度修正を行うこととしたいと考えております。

なお、7ページに記載いたしました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は新たな計画に包含することとし、別途計画は策定しない取扱いといたします。

続きまして、総合計画の内容を御説明いたします。引き続き資料1を御覧ください。29の施策で構成される、基本構想の実現を目指すための中長期的な道筋を描く計画となります。本日は、新たに打ち出す内容に絞って御説明をいたします。

まず、冊子の26ページを御覧ください。「施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備」でございます。

これまでは地域交通に関する取組は複数の施策に分かれてございましたが、今回、シームレスな移動サービス、新たな交通インフラの整備といった視点から、1つの施策に取組をまとめ、総合計画の期間を通じて、まちの利便性の確保に向けた取組を強化していくこととしたところでございます。

次に、32ページを御覧ください。「施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進」でございます。

気候危機とも言われる昨今の状況の中であって、区としては、2050年ゼロカーボンシ

ティーを目指し、区民とともに積極的な取組を展開していくこととしたところでございます。

次に、36ページでございます。施策11の「グリーンインフラを活用した都市環境の形成」でございます。豊かな緑や水辺をたたえた杉並の特性を生かし、それらが有する多面的な機能に着目した取組を進めてまいります。

続きまして、42ページをお開きください。「施策14 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり」でございます。

全ての人々が認め合い、支え支えられながら共生する地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく観点から、高齢者、障害者に対する相談体制、また男女共同参画社会の実現、さらに動物との共生といった、地域に根差している幅広い課題の解決に向けた取組を中長期の視野に立って進めてまいります。

次に、48ページの施策17でございます。「子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実」でございます。

全ての子供の育ちを支え、命と権利を守る観点から、子供の最善の利益を実現する社会づくりを進めていくための取組を計画してございます。

続きまして、70ページをお開きください。「施策28 次世代への歴史・文化の継承」でございます。

荻外荘をはじめとした杉並が誇るべき文化や歴史を次世代にしっかりと継承していくために、そうした情報を区内外に発信し、令和14年度の区制施行100周年の節目を見据え、区民の愛郷心とまちの魅力を広げていく取組を進めてまいります。

次に、実行計画でございます。実行計画につきましても、具体的な3か年の財政の裏づけを有する計画である実行計画の主要な事業、特に新しく計画化する事業を中心に、8つの分野ごとに御説明いたします。資料2の冊子を御用意ください。

まず、防災・防犯分野でございますが、1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。耐震化、不燃化の取組といたしまして、これまで行ってきた各種助成事業の対象地域をさらに拡大してございます。

5ページを御覧ください。震災救援所のデジタル化の検討、また震災時に備えた区内の備蓄物資の確保を着実に進めてまいります。

9ページに飛びます。「1 防犯力が高いまちづくり」においては、防犯の面から、区内の公園のうち、だれでもトイレが設置されている公園に順次防犯カメラを設置してまいります。

続きまして、まちづくり・地域産業分野でございます。

11ページをお開きください。「2 駅周辺まちづくりの推進」では、浜田山駅南口の自由通路を、令和6年度の設置を目指して準備を進めてまいります。

13ページに参ります。「1 まちづくり施策の総合的推進」では、まちづくり基本方針の改定、また中央道高井戸オンランプの開設に向けた事業者等への支援を行ってまいります。

17ページでございます。次世代型交通まちづくりを進めていくために、グリーンスローモビリティやシェアサイクルといった新たな地域交通サービスの仕組みをつくってまいります。

続きまして、21ページでございます。2番の「ユニバーサルデザインのまちづくり推進」では、鉄道事業者が計画的に進める駅ホームのホームドア設置について、事業者への支援を行います。

続きまして、28ページでございます。ここでは、杉並の産業の特徴でもある都市農業の支援として、農福連携農園において区民や地域との連携事業などを実施してまいります。

次に、環境・みどり分野でございますが、29ページをお開きください。創エネルギー事業の1つとして、遊休区有地などを活用した再生可能エネルギーによる発電事業について調査研究を進めます。また、省エネルギー対策として行っている助成事業を拡充するとともに、区民に省エネ行動を促すすぎなみエコチャレンジ事業を新たに開始いたします。

次に、31ページでございます。2の「限りある資源の有効活用の促進」では、関係法も制定されたところでございますが、製品プラスチックの分別回収について、6年度からモデル事業を実施してまいります。

次に、35ページでございます。「4 みどりの質を高める」では、平成22年に策定したみどりの基本計画について、6年度を目途に全面改定をしてまいります。

次の36ページから37ページにかけて、公園の整備について計画してございます。仮称荻外荘公園の6年度開園に向けた準備、また、下高井戸おおぞら公園、馬橋公園、富士見丘北公園といった公園整備を着実に進めてまいります。直近では、仮称松庵二丁目公園を令和4年度に開設いたします。

次に、健康・医療分野でございますが、43ページをお開きください。「2 災害時医療体制の充実」について、震災などの災害時を想定し、ICTを活用した医療体制の仕組みについて検討してまいります。

44ページでございます。「4 感染症対策の推進」において、今後も起こり得る新興

感染症の発生や流行に対応できるよう、区医師会や病院などとの連携を一層強化してまいります。

45ページでは、障害者の医療提供体制のうち、特に小児期から成人期への移行期医療について、区内で対応ができるような体制の整備について検討してまいります。

次に、福祉・地域共生分野でございますが、49ページをお開きください。「動物と共生できる地域社会づくり」として、これまで取り組んでまいりました動物愛護の取組に加え、ドッグランの整備などに取り組んでまいります。

続きまして、54ページでございます。「介護サービス基盤の整備」として、今後の特養整備の新たな整備方針を策定し、それに沿った施設整備を進めてまいります。

続きまして、56ページでございます。「4 高齢の障害者への支援の充実」では、障害者施策と高齢者施策を連携させ、高齢になった障害者の地域生活を支援する体制を充実してまいります。

次に、子ども分野に移ります。

59ページをお開きください。区立児童相談所について、令和8年度の開設を目指し準備を進めてまいります。

65ページをお開きください。希望する全ての子供が認可保育所施設に入れるよう、地域ごとの保育需要に見合った施設整備を引き続き進めるとともに、66ページ掲載の学童クラブの整備と併せ、子育て環境を一層充実させてまいります。

続きまして、68ページでございます。この9月に施行された医療的ケア児支援法に基づき、地域における医療的ケア児へのきめ細やかでかつ切れ目のない支援体制を構築してまいります。

次に、学び分野でございます。

69ページをお開きください。「2 ICTを活用した教育の推進」では、児童生徒1人1台専用に配備されたタブレット端末を用いた教育を推進しまして、日常的にICTを活用した効果的な授業が展開できるよう、教員の対応力も向上させてまいります。

続きまして、75ページでございます。1番の「学校施設の有効活用の推進」では、地域の公共財としての学校施設を有効活用していくためのモデル事業の実施・検証を踏まえ、地域のスポーツや文化活動に資する、学校のさらなる有効活用に向けた取組を進めてまいります。

77ページでございます。中段記載のとおり、図書館へのICTタグシステムの導入をスタートし、利便性の高い図書館サービスを進めてまいります。

最後に、文化・スポーツ分野でございます。

85ページをお開きください。2の「区の歴史・文化情報の発信」では、来るべき区制施行100周年を見据えて、新たな区史の編さんに向けた調査研究に取りかかってまいります。

最後に、88ページでございます。障害者スポーツのさらなる推進に向け、障害者が身近なスポーツ施設で気軽にスポーツが楽しめる環境を整備してまいります。

私からの説明は以上でございます。

企画課長 続きます。私からは、その他の4計画の概要について手短かに御説明申し上げます。資料の3から6をお手元に御用意ください。

まず、資料3、区政経営改革推進計画についてです。

まず、1ページをお開きください。方針1では、「時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上」として34の取組を掲げております。そのうちの主な内容を御説明いたします。

1ページ中段、「新たなデジタル技術を活用した業務の効率化」は、申請書のデータ入力などにRPAなどの自動化ツールを用いて業務を効率化し、本来職員が行うべき分野に職員を集約させるなど、より質の高い行政サービスにつなげるものでございます。

6ページでございます。中段でございます「民営化宿泊施設の見直し」では、コニファーいわびつ、富士学園、弓ヶ浜クラブについて、この間の利用状況、区民ニーズの変化、施設の老朽化等を踏まえ、施設の今後の在り方について検討を行った上で方針を定め、見直しに着手してまいります。

9ページを御覧ください。中段の「区立保育園の民営化等の推進」は、移転改築計画のある区立園、及び比較的施設が新しく、当分の間大規模修繕の必要のない区立園について民営化を実施するとともに、指定管理園についても、指定管理期間満了時に民営化を行うものです。

また、「学童クラブ運営委託の推進」につきましては、学童クラブの民間委託ガイドラインに基づき、学童クラブを小学校内に整備する等、施設整備に合わせて計画的に運営委託を進めていくものでございます。

続いて、12ページでございます。下段の「柔軟で効率的な働き方の推進」では、テレワークや時差出勤の活用と仕事の進め方の見直し等により、職員が柔軟で効率的に働くことのできる勤務環境を整備し、職員の意欲や生産性を向上させるとともに、超過勤務の削減につなげてまいります。

次に、15ページからの方針2では、財政の健全性確保の視点から17の取組を計画化いたしました。

15ページ上段、「持続可能な財政運営の確保」では、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方」に基づき、財政調整基金の維持や施設整備基金への計画的な積立てなどの取組を進めます。

続いて、20ページです。上段の「保育施設等の利用者負担の見直し」では、認可保育所等の利用者負担金について、国制度を参考に適正化を図るとともに、認可外保育施設等の保育料補助金の見直しを行ってまいります。あわせて、区立園においてスマートフォン等から連絡帳の閲覧、更新などができるアプリの導入を図るなど、保護者の利便性の向上を図ってまいります。

その下の「学童クラブの利用者負担の適正化」につきましても、施設整備や運営に係る経費を踏まえ、入退室を管理するアプリの導入によるサービスの充実を図りながら、利用者負担の適正化を図ります。

21ページをお開きください。方針3では、「戦略的広報の推進」として、情報格差に配慮しながら、区民目線で戦略的に情報を発信するなどの取組を行ってまいります。

23ページでは方針4をお示しいたしておりますが、この取組としては、上段にあります「自治の発展に向けた取組の推進」において、都区制度改革で残された課題の解決など、今後目指すべき自治の在り方についての調査研究を進めてまいります。

なお、方針5の「施設マネジメントの推進」につきましては、施設再編整備計画の取組でございます。この内容は後ほど御説明いたします。

続いて、資料4、協働推進計画でございます。

1ページをお開きください。方針1では、新たな協働の仕組みづくりとして8つの取組を計画化いたします。

まず、「公民連携に関する専管窓口の開設」として、新たな協働の仕組みづくりを進めるとともに、事業者等と担当部署間をつなぎ、地域課題の解決に向けた対応を図る部署を政策経営部内に設置することを検討しております。

その下のプラットフォームの関係でございます。多様な主体との協働により地域の課題解決を図ることを目的に、それぞれの主体が相互に連携する場や機会としての公民連携プラットフォームを構築していくものでございます。

3ページをお開きください。上段、「公民連携による区有財産の新たな有効活用の推進」では、遊休区有地を含めた区有財産の有効活用に向けた公民連携事業についての調査研究をしてまいります。あわせて、こうした区有財産を活用した太陽光発電事業の実施に向けても調査研究を開始します。

中段につきましては、これからの時代に求められる協働の意義を十分に理解し、区民

目線で多様な主体との協働の取組を推進していく職員の育成という観点で、企業等への派遣を含めた研修などを実施してまいります。

下段の外部人材の登用では、公民連携による新たな協働の仕組みを構築、推進していくために、専門的な知識を有する外部人材をアドバイザーとして登用し、その知見に基づいた助言等を受けながら公民連携プラットフォームを構築するなど、協働推進体制を整備いたします。

続きまして、方針2でございます。地域課題、行政課題の解決に向けた区民との協働につきまして、これまでの取組の一層の充実を目指すための42の取組の計画化をしております。

5ページをお開きください。上段の「地域活動団体の交流・連携の推進」は、町会・自治会等の地域団体がICTを活用して地域情報を発信、共有するための支援等を通じて、地域コミュニティの活性化を図る取組などを行ってまいります。

少し飛びますけれども、20ページです。上段の「地域と学校の協働活動の充実」では、これまで行ってまいりました学校支援本部あるいは地域教育推進協議会の活動の支援をさらに充実させ、誰もが学び合い、教え合うまちを目指し、地域における学びの拠点としての学校において、区民の多様な活動を支援してまいります。

資料5に参ります。デジタル化推進計画でございます。

1ページから13ページにかけては、デジタル技術を活用した区民サービスの向上を実現させるための35の取組を記載してございます。

1ページでは、すぐ使えて簡単で便利な行政手続を目指し、オンライン申請を拡充するとともに、デジタル技術を活用した窓口サービスの待ち時間の短縮、混雑の解消を図ってまいります。

同じページの「手数料・使用料へのキャッシュレス決済の導入・推進」では、証明書発行手数料や区施設の使用料の支払い時に電子マネーや2次元コードを導入いたします。

次に、4ページの上段です。「震災救援所の運営に関するデジタル化の推進」では、震災救援所の受付にスマホでの事前登録の導入などを検討いたしまして、災害時において職員が区民に寄り添ったリアルな対応に注力できるような環境を整備してまいります。

次に、6ページの中段です。「SNS等を活用した情報発信の充実」でございます。申請漏れなどにより不利益が生じるという事例を防ぐためには、プッシュ型の通知サービスが非常に有効であり、必要な申請などについてタイムリーにお伝えできるよう取り組んでまいります。

次に、13ページでございます。下段でデジタルデバイドの解消に向けた取組を記載

してございます。パソコン等を利用できない方が情報を入手できないなどの不利益があってはならないという視点で、高齢者を対象としたパソコン・スマホ講座の開催などを行ってまいります。これを通じまして、誰一人取り残されることのない、人に優しいデジタル化を推進してまいります。

続いて、14ページです。ここからは行政内部のデジタル化による効率化の取組、21ございます。

まず、19ページを御覧ください。上段、デジタル経費縮減に向けた情報化経費精査の実施、またDX実現に向けたデジタル化推進体制の整備を行ってまいります。これまで以上に相当な導入経費が想定されることから、コンサルを活用し、これまで以上に情報化経費精査の強化徹底を図ってまいります。

デジタルの最後になりますが、22ページを御覧ください。「情報セキュリティ体制の強化」でございます。サイバー攻撃等への対応や災害時における被災の影響に対し、サービスが継続できる体制の強化など、安全で安心なデジタル化を進めてまいります。

最後に、区立施設再編整備計画（第2期）及び第1次実施プランの計画案の御説明です。資料6を御用意ください。

1枚おめくりいただきますと、目次がございます。第2期計画は、第1章の総論から第6章の推進体制まで6章立てとなっております。33ページからは第1次実施プラン、137ページから最後までは資料編となっております。

まず、25ページをお開きください。第2期計画は、ここにある7つの方針に沿って取組を進めてまいります。

1つ目は施設マネジメントの推進。これは、単にハードとしての施設の再編にとどまらず、自治体経営の視点に立ち、管理運営の効率化等を含めた区立施設全体のトータルマネジメントという観点からの取組としていくということです。

2つ目は、区立施設のスリム化などを進めることにより、区立施設全体の総量の適正化を図り、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストも含めたトータルコストの適正化を図るという観点です。

3つ目は、特に学校施設について、子供たちに望ましい教育環境を確保した上で、周辺施設等との複合化を基本としていくなど、教育環境との相乗効果を創出しながら、地域コミュニティーに開かれた施設づくりを目指します。

4つ目は、昨年度策定いたしました長寿命化方針、計画の考え方に沿って施設の長寿命化を進めてまいります。

また、5つ目の方針は、サウンディング型市場調査を含めた民間活力の導入手法につ

きまして、様々な組合せにトライしてまいります。

6つ目は、国や都との連携を深め、国公有地の活用について共に進めていくといった観点です。

最後の7つ目は、収益確保等の観点から、施設を経営資源、財産の1つとして捉え、有効に活用していくといった考え方で進めてまいります。

次に、具体的な取組、第1次実施プランの主な内容です。

35ページをお開きください。ここでは、「第2章 施設分類ごとの取組」として、16の施設分類ごとに具体的な取組を定めております。

それでは、主な施設分類ごとの取組について、一部説明させていただきます。

まず、37ページ、小学校、中学校、特別支援学校でございます。

40ページに参りまして、こちらには、新たな改築の取組として、神明中、西宮中、杉一小、天沼中の4校の取組を記載しております。このうち、西宮中は近隣の宮前図書館等との複合化を、天沼中は近隣施設等との複合化について検討を進めてまいります。このほか、増築、長寿命化、済美養護学校中等部の済美教育センターへの移転、また学校跡地の有効活用などの取組を記載してございます。

続きまして、46ページを御覧ください。児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザでございます。

49ページから50ページにおいては、「学童クラブの整備」として、小学校内への整備を5か所、機能移転後の児童館施設を活用した1か所、小学校に近接するスペースを活用した2か所をそれぞれ整備し、小学生の放課後等居場所事業につきましては、新たに8校で実施してまいります。

このほか、子ども・子育てプラザにつきましては、機能移転後の善福寺児童館、下高井戸児童館、高井戸児童館を転用して整備することなどの記載がございます。

続きまして、53ページでございます。保育園、子供園でございます。55ページ以降に区立保育園の改築あるいは移転後の跡地等への保育所整備などについての記載がございました。

主な取組としましては、58ページ、旧保育室浜田山東跡地を活用した高井戸東保育園の改築、あるいは機能移転後の西荻北児童館跡地を活用した西荻北保育園の改築について、また59ページでは、旧宮前自転車集積所跡地を活用した高井戸西子供園の改築について記載してございます。

続きまして、60ページです。地域区民センター、区民集会所、コミュニティふらっと等でございます。

62ページでは荻窪地域区民センターの長寿命化改修について、また63ページ以降では、コミュニティふらっとの再編整備について記載してございます。コミュニティふらっとにつきましては、方南区民集会所や本天沼区民集会所の転用、旧杉八小や上荻窪会議室の跡地などに7か所整備してまいります。

なお、取組に当たっては、周辺のゆうゆう館等の機能の継承を図ってまいります。続きまして、90ページでございます。庁舎、その他施設でございます。

94ページには、本庁舎につきまして、老朽化が進んでいる東棟の改築の検討に当たって、周辺のまちづくりや新たな庁舎に求められる機能など、様々な角度から引き続き検討を進めていく旨、記載してございます。

95ページでは、区立児童相談所の整備につきまして、区役所関係各課や警察との連携が迅速に行える立地条件、体制が必要なことから、現在の杉並子ども家庭支援センターなどの建物を解体し、整備することとしてございます。

以上が主な施設分類ごとの取組でございます。

最後になります。140ページを御覧ください。ここでは、資料編といたしまして、第1次実施プランの財政効果額を記載しております。第1期計画と同様の算出方法により、令和4年度から40年間の財政効果額を算出した結果、約221.7億円となっております。

以上で計画の説明を終了させていただきます。

議長 以上で計画案の説明を終わります。

ただいまの説明に対する質疑につきましては、あらかじめ議会運営委員会で確認をされておりますが、各会派の代表者により、11月1日午前9時30分から第3委員会室で行うことといたします。

以上で本日の全員協議会を閉会いたします。

(午前10時32分 閉会)